第三十号様式記載心得3を次のように改める。

3　地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和28年総理府令第91号）本則の表の下欄において「所在する市町村に配分する」とされている場合にあつては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあつては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が所在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。

第三十号様式記載心得4中「第26号様式（別表を含む。）記載心得」を「第26号様式（別表を含む。）記載要領」に改め、同様式記載心得中「第30号様式（別表を含む。）記載心得」を「第30号様式（別表を含む。）記載要領」に改める。

第三十一号様式記載要領3(1)中「、農家住宅、酪農舎」及び「、公衆浴場」を削り、同様式記載要領3(2)中「、銀行」及び「、水力発電所（発電機室）、水力発電所（配電機室）」を削る。